構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

４）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事。

５）トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が45㎡以上。

ただし、上記４）及び５）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定が説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。

ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(f)　本案件に特定ＪＶ及び経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(g)　申請書及び資料の提出期限の日から優先交渉権者選定通知の日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止（建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止を含む。）を受けていないこと。

(h)　申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

(i)　本案件に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと（説明書参照）。

(j)　本案件の競争に参加しようとする者の間に資本関係、又は人的関係がないこと又はその他の競争参加の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（説明書参照）。

(k)　本案件の競争参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）を下記４(2)(b)に持参することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

(l)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2)　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を本建設工事の現地に専任で配置できること。

(a)　１級土木施工管理技士、２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(b)　平成21年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記(1)(e)１）から３）までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

ただし、上記(1)(e)１）から３）までは、同一工事の経験であること。

なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

また、上記の期間に１年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。

同種工事の経験が国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定が説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

(c)　配置予定技術者が、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(d)　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。

(e)　在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技291号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(e)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を本建設工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を本建設工事の現地に専任で配置できること。

また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

３　優先交渉権者に関する事項

(1)　技術提案の評価に関する基準　本案件は、地すべりや緩み地形が存在する地域におけるトンネル工であり、安全かつ経済的な施工を確保しつつ、早期の着手・完成・供用を図るため、リスクを想定し、リスクを最小化する現場管理が必要となる工事である。このような状況下では、仕様の前提となる条件に不確定な部分があり、設計段階において、施工者の技術・経験を取り入れた設計が必要である。このため、技術協力・施工タイプを適用し、下記(a)から(c)の技術提案を求めるものである。

・技術評価項目

(a)　技術協力業務に関する提案：20点

(b)　主たる事業課題に関する提案：40点

(c)　不測の事態の想定、対応力：40点

(2)　優先交渉権者の選定　上記(1)による評価の結果、技術評価点が最も高い者を、優先交渉権者として選定する。

(3)　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記(a)から(c)の順で優先交渉権者を選定するものとする。

(a)　上記(1)(b)の得点が高い者

(b)　上記(1)(c)の得点が高い者

(c)　近畿地方整備局における一般土木工事の有資格者業者名簿の上位者

なお、上記(c)について、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

(4)　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施した上で、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知す